



# 宮 崎 県 公 報

令和6年7月22日(月曜日) 第528号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○歳入の収納の事務の委託…………… (こども家庭課) 1	
○保安林の指定…………… (自然環境課) 1	

○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 1	
○家畜人工授精講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 2	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 2	
○公共測量の終了の通知…………… (管理課) 2	

## 告 示

### 宮崎県告示第 407号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた公金事務について、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
母子父子寡 婦福祉資金 償還金及び 違約金	地銀ネットワークサー ビス株式会社 株式会社しんきん情報サ ービス 株式会社セイコマート 株式会社セブンイレブ ン・ジャパン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン ピリングシステム株式 社	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

### 宮崎県告示第 408号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 串間市大字都井字水落 679-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
  - 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 409号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大明司字野中1482-1、1483-2、1485、1490-2、1491-1、1491-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は択伐による。  
字野中1482-1・1483-2・1485・1490-2・1491-1 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 410号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字内之畑 89-11から89-13まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する令和 6 年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 6 年 7 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日
  - 令和 6 年 10 月 23 日（水曜日）から 11 月 27 日（水曜日）まで
- 2 開催場所
  - 県立農業大学校（児湯郡高鍋町大字持田5733番地）
- 3 家畜の種類
  - 牛
- 4 受講申込手続
  - (1) 受講願書の受付期間
    - 令和 6 年 7 月 23 日（火曜日）から 8 月 23 日（金曜日）まで
  - (2) 受講願書の提出先
    - 最寄りの家畜保健衛生所
  - (3) 受講願書の提出
    - 所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真（縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートル又は縦 4.0 センチメートル、横 3.0 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料
  - 33,000 円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
  - (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。
  - (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により

、長谷谷地区県宮土地改良事業（都城市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
  - 策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 令和 6 年 7 月 22 日から令和 6 年 8 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
  - 都城市役所農村整備課内
- 4 その他
  - この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
  - また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
  - 公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
  - 宮崎県小林市野尻町三ヶ野山
- 3 作業終了日
  - 令和 6 年 3 月 29 日